

<p>第二種銃 猟免許</p>	<p>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の凶画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>
	<p>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の凶画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の凶画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そうつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十一年七月五日に受験するものにあつては、平成二十一年五月二十六日から同年六月二十六日まで、平成二十一年九月一日に受験するものにあつては、平成二十一年七月二十三日から同年八月二十一日までに、狩猟免許申請書（各地域農林局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域農林局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当事者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
- 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域農林局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百九十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十一年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十二日

著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千八百円

2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

4 更新しようとする狩猟免許
一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百九十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一
社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

八戸市大字沢里字休場四九の六

2 変更後の売りさばき場所

八戸市大字市川町字尻引堤沢三一の三五

青森県告示第二百九十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五

八戸農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五

八戸広域農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五

八戸農業協同組合

青森県告示第二百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び名称
三戸郡三戸町大字二日町四一
まへち農業協同組合
- 2 変更後の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合

青森県告示第二百九十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び名称
三戸郡五戸町字博労町二一の一、四の一
しんせい五戸農業協同組合
- 2 変更後の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合

青森県告示第三百号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があつ

たので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び名称
三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六
田子町農業協同組合
- 2 変更後の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、百石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
百石地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案
- 二 縦覧場所
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及びおいらせ町農林水産課
- 三 縦覧期間
平成二十一年四月二十二日から同年五月十一日まで
- 四 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、おいらせ町農林水産課にあつては、その執務時間内とする。

正 誤

三八地域県民局

発行年月日 平成二十一年四月二十二日	区分 ジベ	誤
出先機関 六上表中	段行	正
字赤川川原八二の二		
字赤川川原八二		

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭